# B3S音声コネクトゲートウェイ規約 (一部抜粋)

## 第1条 (規約の適用)

ビースリーソリューション株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する「B3S音声コネクトゲートウェイサービス」(以下「本サービス」といいます。)に係る利用規約(以下「規約」といいます。)を定め、これにより本サービスの利用契約を締結した者(以下「契約者」といいます。)に本サービスを提供します。

## 第2条 (規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件等は、変更後の 規約によります。

## 第3条(特約)

この約款の一部条項において特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

# 第4条(本サービスの内容及び料金)

本サービスは、当社が別に定めるところによりB3S音声コネクトゲートウェイに係る電気通信設備(以下、「B3Sゲートウェイ設備」といいます。)を、契約者にレンタルにより提供するサービスをいいます。

- 2 前項にいうB3Sゲートウェイ設備は、当社が別に定める場所に設置され、複数の契約者で共用されるものとします。
- 3 前第1項の料金は、料金表に定めるとおりとします。

## 第5条(個人情報保護)

当社及び契約者は、契約に係る個人情報の取り扱いについては、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示)」等の法令等を遵守するものとします。

## 第6条(利用契約の単位)

当社は、一つの契約者毎に本サービスの利用契約を締結します。

# 第7条(本サービスの利用契約申込み)

利用契約申込みをしようとする者は、当社が別に定める契約申込書を当社に提出するものとします。

- 2 当社は、次の各号に該当する場合には、契約申込みを承諾しない場合があります。
  - (1) 当社が本サービスの提供が技術的に困難と判断したとき。
  - (2) 本条第1項に定める契約申込書の記載内容に虚偽の事実があることが判明したとき。
  - (3) 契約申込者が、過去に、本規約の規定又は当社の他のサービスにおいて、その契約約款等の規定に 違反したことがあるとき。
  - (4) その他、当社の業務遂行上支障があるとき。

## 第8条 (権利の譲渡の禁止)

本サービスの利用契約に基づいて当社から本サービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。

## 第9条(契約者が行う利用契約の解除及び最低利用期間)

契約者は、本サービスの利用契約を解除しようとするときは、別に定める書面によりその旨を当社に届け出るものとします。

- 2 当社は前項の届け出を、毎月1日から25日までに受領した場合、その翌月の末日を解除日とし、毎月26日から末日までに受領した場合、翌々月末日を解除日とします。
- 3 最低利用期間は、当社が通知するサービスの提供を開始した日から3ヶ月間とします。
- 4 前項の最低利用期間内に利用契約の解除があった場合、契約者は、「料金表第1回線接続装置使用料金」及び「料金表第2トランク使用料金」に定める月額料金の合計額に、最低利用期間の残余の期間を乗じて得た額を、違約金として一括して当社に支払うものとします。

#### 第10条(当社が行う本サービスの利用契約の解除)

当社は、第12条(利用の停止)第1項の規定により利用の停止をした場合において、契約者がなお同条第1項に該当する場合は、本サービスの利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第12条(利用の停止)第1項に該当する場合に、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用の停止をしないで直ちに本サービスの利用契約を解除することがあります。
- 3 契約者が次の事項に該当した場合、当社は何ら通知催告を要することなく、直ちに本サービスの利用 契約を解除することができるものとします。
  - (1) 銀行取引停止処分を受けたとき。
  - (2) 破産・会社更生・民事再生又はその他これらに類する手続申立があったとき。
  - (3) 差押・仮差押・仮処分・強制執行・滞納処分を受けたとき。
  - (4) 契約者又は契約者以外の者が、本サービスを公序良俗に反する行為や犯罪行為に結びつく行為に使用したとき。
- 4 前3項により本サービスの利用契約が解除されたときは、契約者は最低利用期間内の残余の期間に対応する「料金表第1回線接続装置使用料金」及び「料金表第2トランク使用料金」に定める月額料金を、違約金として一括して当社に支払うものとします。
- 5 当社は、第1項から第4項の規定により本サービスの利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到達すべきときに通知がなされたものとみなし、又、第2項及び第3項による場合は解除後の通知となります。

#### 第11条 (利用の中止)

当社は、本サービスの利用契約に係るトランクサービス設備の保守上又は工事上やむを得ないときには、本サービスの利用を中止することがあるものとし、契約者はこれをあらかじめ了承するものとします。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、5営業日より前にそのことを契約者に 通知します。 但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第12条 (利用の停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(当社と契約を締 結している又は締結していた電気通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その 他の債務が支払われるまでの間)、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日 を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できない ときを含みます。以下、この条で同じとします。)。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス契約約款の料金等について支払期日を経 過してもなお支払わないとき。
- (3) 前各号のほか、この規約の規定に反する行為であって、本サービスにかかる当社の業務若しくはB3S ゲートウェイ設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止を する日及び期間を契約者に通知します。
- 3 前項により、契約者に通知する場合において、通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常 到達すべき時に通知がなされたものとみなします。
- 4 前第1項の規定により本サービスを利用停止された契約者が、前第1項の規定に該当しなくなったと きは、当社にメール等により再開の申し込みをする必要があるものとします。又この際、契約者は料金 表に定める事務手数料を当社に支払うものとします。

#### 第13条(月額料金の支払義務)

契約者は、その利用契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、利用契約の 解除があった日までの期間について、「料金表 第1 回線接続装置使用料金」及び「料金表 第2 トラ ンク使用料金」に定める月額料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月 額料金の支払いは、次によります。
  - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
  - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料 金の支払いを要します。

区别

支払いを要しない料金

契約者の責めによらない理由により、本サービスを そのことを当社が知った時刻以後の利用でき 全く利用できない状態(その利用契約に係る電気通 なかった時間(24時間以上のものに限りま 信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く す。)について24時間ごとに該当する日数を 利用できない状態と同程度となる場合を含みます。 以下、この表において同じとします。)が生じた場 合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、

計算し、その日数に対応する月額料金

24時間以上その状態が連続したとき。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### 第14条(工事費用の支払義務)

契約の申込み又は工事等を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、「料金表第1回線接続装置使用料金」及び「トランク使用料金」に規定する工事費等の支払いを要します。

## 第15条 (料金の計算方法)

料金の計算方法は、料金表に定める方法により、当社が計算します。

## 第16条(支払方法)

契約者は、料金等について、当社が定める支払期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

# 第17条(遅延損害金)

契約者は、本サービスに係る料金等の支払いがある場合、支払期日までにその料金等を支払わないときは、支払期日の翌日からその料金等の支払いの日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払わなければなりません。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

## 第18条 (責任の制限)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、その原因の如何によらず、一切の 賠償の責任を負わないものとします。

2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する「料金表第1回線接続装置使用料金」及び「料金表第2トランク使用料金」に定める月額料金(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日が属する月の月額料金とします。)を発生した契約者の損害とみなし、その額に限って賠償します。

#### 第19条 (情報の管理)

契約者は、ユーザID、パスワードその他本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報(ユーザID、パスワードその他本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報が設定してある契約者が設置する端末設備を含みます。以下「接続情報等」といいます。)を自己の責任において管理するものとします。

- 2 契約者は、接続情報等を第三者に使用させ、第三者と共有し、又は売買、譲渡もしくは貸与してはならないものとします。
- 3 接続情報等の使用上の過誤又は第三者による使用により契約者が被る損害については、契約者の故意 又は過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。
- 4 契約者は、契約者の接続情報等により本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意又は重大な過失により接続情報等が第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
- 5 契約者は、当社所定の方法により申し込むことで、接続情報等を変更することができるものとします。

又この際、契約者は料金表に定める事務手数料を当社に支払うものとします。

#### 第20条 (消費税等)

本約款で規定されている料金及び工事費等については、料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

2 本規約に係る料金及び工事費等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、そ の端数を切り捨てます。

## 第21条 (裁判管轄·準拠法)

本規約に関し、当事者間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

2 本規約は日本国法に基づき解釈され、日本語版の日本語表現を優先するものとします。

### 第22条 (閲覧)

この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### 別記

## 1 地位の承継

- (1) 契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により 設立された法人は、契約者の地位を承継します。
- (2) (1)の規定により契約者の地位を承継した方は、速やかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出てください。
- (3) (1)の場合において、相続により契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。
- (4) (3)の規定による代表者の届出が無いときは、当社が代表者を指定します。

## 2 氏名等の変更

契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを当社に届け出て下さい。

## (実施期日)

この規約は、平成26年4月1日から実施します。